

議会運営委員会

日 時 令和5年6月19日（月）午後 時 分～
場 所 全員協議会室

1 追加議案について

(1) 概 要 (別添)

第10号議案 亀岡市立城西小学校校舎長寿命化改修工事（建築）請負契約の締結について

2 6月22日の議事等について

(1) 議事日程

第1 一般質問

諸報告《法人経営状況説明書類8件》

第2 報告第1号から報告第3号及び第1号議案から第9号議案（質疑、付託）

第3 第10号議案（提案理由説明、質疑、付託）

第4 請願審査について（付託）

(2) 議事日程第2に係る質疑順序

① _____ ② _____ ③ _____

(3) 付託先 別紙付託表（その1）・（その2）、請願文書表のとおり

◎付託表（その1）・（その2）、請願文書表は議場に持参

3 請願について 請願文書表のとおり

(1) 「刑事訴訟法の再審規程（再審法）」の改正を求める意見書の採択と提出を求める請願 <総務文教常任委員会> ※意見陳述希望

4 陳情・要望について

(1) 非核・平和施策に関する要望書 <総務文教常任委員会>

(2) 平和憲法を守り軍備拡大に反対する意見書の提出について（要望）【別紙No.1】
<総務文教常任委員会> ※意見陳述希望

【裏面に続く】

5 その他

(1) 今後の委員会等の日程

6月23日(金) 10:00～	総務文教常任委員会	}	議案審査
26日(月) 10:00～	環境市民厚生常任委員会		
27日(火) 10:00～	産業建設常任委員会		
28日(水)	委員会予備日		
29日(木) 13:00～	議運事前調整(正副議長・正副委員長)		
	14:00～	幹事会・議会運営委員会	
30日(金) 10:00～	3常任委員会		
	上記終了後	議運事前調整	
	上記終了後	議会運営委員会	
	本会議終了後	議長記者会見、広報部会・広聴部会	

(2) 意見書等提出期限 6月28日(水) 10:00

(3) 討論通告期限 6月29日(木) 16:00

請 願 文 書 表

(5年6月議会)

受理 番号	受理年月日	件 名	請 願 者	紹 介 議 員	要 旨	所管委員会
1	令和5年 6月9日	「刑事訴訟法の再審 規程（再審法）」の改 正を求める意見書の 採択と提出を求める 請願	<p>亀岡市西つつじヶ丘霧島台 2丁目11-8</p> <p>再審法改正をめざす口丹波 の会</p> <p>事務局長 山岡 良右</p>	<p>大西 陽春 片山 輝夫</p>	<p>(請願の要旨)</p> <p>刑事訴訟法「第四編再審」の条文中、以下の事項を明確にした改正を求める意見書を採択し、内閣総理大臣、法務大臣等に提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 再審に際し捜査で集めた検察官の手持ち証拠を全面開示すること。 2 再審開始決定に対する検察官の不服申し立て（上訴）を禁止すること。 <p>(請願の理由)</p> <p>この一年間、再審を求めるえん罪被害者の声と支援者の運動を反映して、再審請求中の事件に大きな動きがありました。</p> <p>鹿児島県・大崎事件で鹿児島地裁は昨年6月22日、「弁護団の提出した新証拠は無罪を言い渡すべき明らかな証拠に当たらない」として、殺人罪などで懲役10年の刑に服した原口アヤ子さん(95)が申し立てた第4次再審請求を棄却しました。しかし同日、元裁判官有志の10氏が、鹿児島地裁の決定は「誤って有罪判決を受けた者を苦しみから救済するという裁判所の使命を読み取ることができない」として異例の声明を発表。弁護団も福岡高裁宮崎支部に即時抗告しました。</p> <p>滋賀県・日野町事件の第2次再審で、即時抗告審の大阪高裁は、本年2月27日、大津地裁に続き裁判のやり直しを認める決定を出しましたが、大阪高検は、これを不服として最高裁に特別抗告しました。</p> <p>静岡県・袴田事件の第2次再審では、差し戻し後即時抗告審の東京高裁が本年3月13日、袴田巖さん(87)の再審開始を認めました。東京高検が最高裁への特別抗告を断念したため、事件発生から57年、死刑確定から40年以上を経てようやく再審開始が確定しました。しかし、静岡地裁で開かれる再審公判の日程ははまだ決まっています。</p> <p>日本弁護士連合会は、昨年6月に再審法改正実現本部</p>	<p>総務文教 常任委員会</p>

				<p>を設置し、本年2月には、再審法改正の必要性和緊急性および改正案の基本的な視点をまとめた「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」を公表しました。京都弁護士会においても本年4月に実現本部が設置され、再審法改正を求めるさまざまな取り組みが行われています。日弁連では、「法改正には国会議員の理解を得なければならない」として超党派の再審法改正議連結成に向けて働きかけを強めています。</p> <p>再審法改正を求める意見書を採択した議会は、全国127議会になり（2023年4月現在）、京都府内では昨年12月、向日市議会で意見書が採択されました。</p> <p>京都新聞も昨年9月、「再審の法改正」「無実の救済の道を実に」と再審法問題で2度目の社説を掲載しました。</p> <p>以上列記した事情は、速やかな再審法の改正を必要としており、今まさにその機運が高まっていると考えます。亀岡市議会議員諸氏の賢明なご判断により本請願を採択し、国に対して意見書を提出されることを切に願うものです。</p> <p>地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。</p>	
--	--	--	--	--	--



別紙 No.1

令和5年6月24日受理(持込)
2023年5月18日

亀岡市議会議長

菱田光紀様

亀岡市余部町上条13
亀岡母親連絡会 亀岡教育会館内
23-0005
会長 中川 美世子

平和憲法を守り軍備拡大に反対する意見書の提出について (要望)

市民福祉の増進や住みよいまちづくりの実現に向けて、貴職のご尽力に敬意を表します。

私たちは、1955年に「核戦争の危機から子どものいのちを守ろう」と始まった母親を中心とする女性運動の連絡会です。

“いのちを生み出す母親は、いのちを育ていのちを守ることをのぞみます。”のスローガンのもと、亀岡では1965年から毎年亀岡母親大会を開催し、子育てや保育・教育の充実、医療・福祉制度の拡充、くらしの安定、ジェンダー平等、憲法・平和を守ること等、様々な願い実現に向けて57年間歩み続けています。

昨年2月24日、ロシアがウクライナに侵攻し、1年以上が経過しました。町は破壊され、多くの人命が奪われています。一度始めた戦争を終わらせることの困難さと戦争を起こさないための不断の努力の大切さが改めて明確になっています。しかし、日本政府は軍事費増額をはじめ「敵基地攻撃能力保有」まで言い出しています。平和憲法をないがしろにして戦争の準備をしているように見えます。

母親連絡会では、毎年12月8日の太平洋戦争開戦の日に合わせて、駅頭で平和の大切さを訴えるチラシを配布したり、市内小中学校・義務教育学校の学校長宛に「平和教育のお願い」の要請文を届ける活動を続けてきました。

子どもたちの未来が平和な世の中であり続けるために、私たち大人には大きな責任があります。21世紀を新たな戦争の世紀にしてはなりません。

「世界連邦・非核平和都市宣言」を行った亀岡市議会として、日本政府に対し、平和な日本を子どもたちに手渡すために、平和憲法を守り軍備拡大に反対する意見書を是非とも提出されることを要望いたします。

平和憲法を守り軍備拡大に反対する意見書（案）

私たち日本国民は、第二次世界大戦による惨禍の反省から国民主権・恒久平和
基本的人権の尊重の三原則に基づく憲法を制定し、平和と国家の繁栄を築き上げ
てきました。

政府は、昨年12月16日の閣議で2027年度には防衛費をGDP比2%に増額
することを決定しました。この閣議決定は、日本の安全保障政策を根本から大転
換することを宣言したものであり、今日まで防衛費予算は、専守防衛を限度とす
る自衛権の発動の範囲とするとしてきた政府及び国会の意思に明確に逸脱するも
のです。

亀岡市は、2010年に「世界連邦・非核平和都市」宣言をしました。私たちが求
めるのは、あらゆる命の営みを一瞬のうちに奪ってしまう核兵器の廃絶でありそ
の存在を許さない平和な世界の実現です。

ロシアによるウクライナ侵攻の終わりが見えず大変厳しい状況が続いている今
こそ、唯一の戦争被爆国である日本は軍備拡大による緊張激化ではなく平和を希
求する道を世界に発信し続けていかなければなりません。日本国が、平和憲法を
守り軍備拡大の道に進まないことを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年6月 日

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、防衛大臣

亀岡市議会議長 菱田 光紀